

## 4月から70歳になる国保加入者は医療機関受診の自己負担割合が2割に変更

☎ 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 124

### 公平な仕組みにするため制度改正 平成 26 年 4 月から

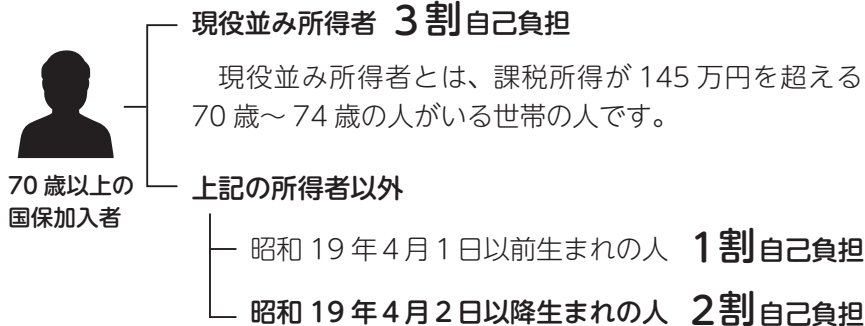
現在、国保加入者で70歳～74歳の方は、医療機関で1割または3割の自己負担割合となっています。70歳～74歳で自己負担割合が1割となっている方は法律上2割負担になっていますが、特例措置でこれまで自己負担割合が1割と据え置かれていました。

国の制度改正で、本年4月2日以降に70歳に到達する国保加入者の自己負担割合が2割に見直されることになりました。

なお、本年4月1日までに70歳を迎えている方は特例措置で、引き続き1割が継続します。

※国の予算成立が前提となります

### 4月から自己負担割合がこう変わります



### 自己負担割合が2割になる人へ

#### 自己負担が2割になる時期

70歳の誕生月の翌月から(各月1日が誕生日の人はその月から)

#### 具体的な例

平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える人たちは5月の受診から2割負担になります。

## 平成 26 年度 後期高齢者医療保険料の仮徴収

☎ 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 124 県後期高齢者医療広域連合 ☎ 368-6777

対象者には仮徴収の通知を4月中旬までに郵送します。

### 対象者

- 後期高齢者医療保険料を特別徴収で納付している。
- 昨年4月2日～10月1日に後期高齢者医療保険に加入、または益城町へ転入した。
- 昨年4月2日～10月1日に年金種別などが変更になった。

対象者に該当しても次の①～④に該当する人は対象外です

- ①特別徴収の対象とならない年金のみを受けている。
- ②対象となる年金が年額18万円未満。
- ③同じ月に徴収される介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、その月に支払われる対象年金の2分の1以上。
- ④納付方法変更申出書で普通徴収(口座振替)に変更している。

※保険料額の変更などで特別徴収にならない場合もあります。

県後期高齢者医療広域連合で決定された  
平成 26・27 年度後期高齢者医療保険料率

均等割額 **47,900 円** 所得割率 **9.26%**

※上限額が年額55万円から57万円へ変更

※平成24・25年度と同一

### 仮徴収保険料の額

#### 特別徴収で納付していた人

本年2月の徴収額と同額を4・6・8月の年金から徴収します。

#### 普通徴収で納付していた人

平成24年中の所得額をもとに1年間の保険料を計算し、その半額を4・6・8月の年金から徴収します。

※平成26年度保険料額は昨年中の所得を基に計算し、7月に決定する予定です。詳しくは決定後に送付される保険料額決定通知書をご確認ください。

### 4月から国民年金保険料が変わります

#### 定額保険料

平成 25 年度 月額 15,040 円 → 平成 26 年度 月額 **15,250 円**